

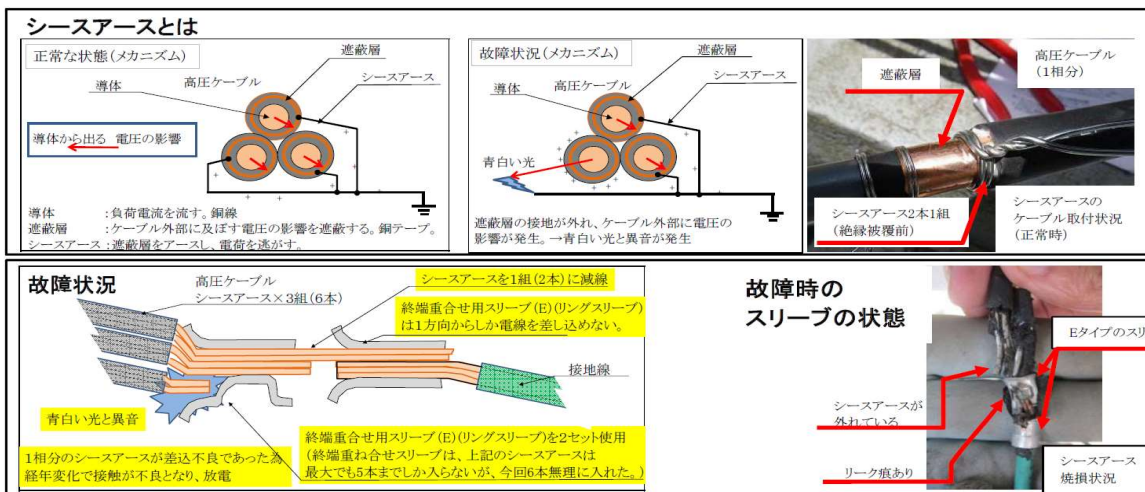
種別	工種	事例名	シート番号
その他	電気	電線接続用スリーブの用途外使用による焼損	5-9

不具合事例・状況

- ・竣工後6年経過したビルにおいて、キュービクル内の高圧ケーブルの端末処理部で、青白い光と異音が発生した。係員が発見し、送電停止を行った。

原因

- ①高圧ケーブルの端末処理部において、1相分のシースアースが電線接続用のスリーブに差込不良であった為、接触不良を起こし、放電した。
- ②本来直線重ね合わせ用スリーブ（Pタイプ）を使用すべきところを終端重ね合わせ用スリーブ（Eタイプ）（別名：リングスリーブ）を使った。
- ③最大でも5本しか入らないサイズのスリーブにシースアース3組（6本）を無理に入れた。
- ④終端重ね合わせ用スリーブ（Eタイプ）は入線方向は1方向であるのに対し、2方向から入線を行った。

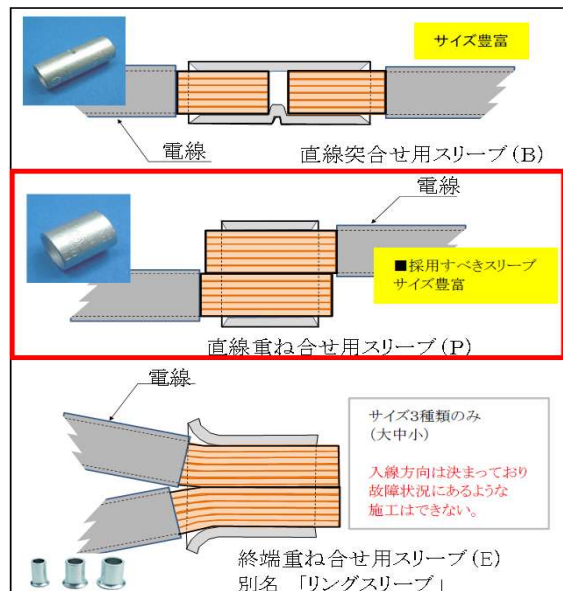
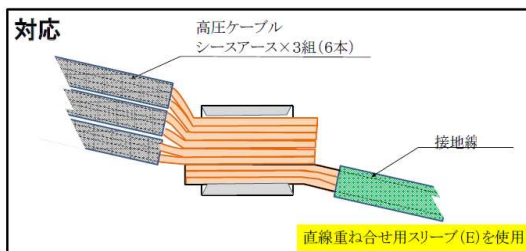


背景

- ・電線接続用スリーブは3種類あり、ケーブルの入線方向、許容本数等、JISにより規定されている。（右図参照）
- ・本当はPタイプのもを使うべきところ、材料がなかったのでEタイプを2個使ってしまったと推測される。

対応

- ・直線重ね合わせ用（P）のタイプで施工し直した。



再発防止策と水平展開

- ・電線を接続するスリーブは、規格に準じた選定と接続方法を遵守すること。

備考	参考文献：	制定	2023年3月1日
	参考メーカー：	改訂	